

## 第14回 議会のあり方等検討特別委員会 議事概要

日時：平成21年7月24日（金）

10:00～12:02

場所：第1委員会室

### 【竹井委員長】

おはようございます。なかなか梅雨が明けませんで、ちょっとうっとうしい日が続いておりますけども、6月のあり方委員会の後、ちょっと理事懇談会も開催をさせていただきました。一応、条例素案の素案ですね。素案の素案といえますか、本当のたたき台を前回お渡しして、きょう、また少し整理したものをお渡しさせていただきました。

理事懇談会の中でも少しこういう整理をしたらどうかというふうな御意見もちょうだいしております、そのことを踏まえまして、きょう、皆様にはまた御議論をお願いしたい、していただきたいというふうに考えております。ちょっと座ってやらさせていただきます。

それでは、事項書に基づいて会議を進めさせていただきます。

まず、事項書の第1番目、第13回の委員会の議事概要及び決定事項の確認についてを議題とさせていただきます。

お手元に、6月29日に開催をされました決定事項、そして議事概要をお配りしてありますが、決定事項につきましては事務局から朗読をして提案させていただきます。

西川事務局長。

### 【西川事務局長】

それでは、朗読をさせていただきます。

第13回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項。

平成21年6月29日に開催されました第13回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

記。

- 1、第12回議会のあり方等検討特別委員会議事概要及び決定事項の確認。
- 2、第13回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項。

(1) 議会基本条例素案と先進7自治体の議会基本条例との比較表を作成し、理事懇談会で内容確認の後、第14回の特別委員会に検討資料として提出する。

(2) 先進市における議会報告会の実施方法等について調査を行う。

3、第14回議会のあり方等検討特別委員会の開催日程について。

次回の開催日程を7月23日か24日で調整する。

4、第14回議会のあり方等検討特別委員会の検討テーマについて。

提出資料「議会基本条例各市比較表」をもとに議会基本条例原案の作成に向け議論を進める。

5、その他。

第2回議会のあり方等検討特別委員会理事懇談会の報告。

6月24日開催した第2回議会のあり方等検討特別委員会理事懇談会の報告として、次の事項を委員長が報告を行った。

①第13回議会のあり方等検討特別委員会への提出資料の説明及び確認。

②会派の構成要件としての所属人員について、さらに各会派で議論を行う。

以上でございます。

**【竹井委員長】**

ただいま事務局長より第13回の特別委員会で決定された事項について御報告をいただきました。特に御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】**

では、決定事項についてはこれで確認をしたということにさせていただきます。

それから、議事概要につきましては、いつも諮っておりますとおり、内容を精査していただきまして、少し違う点等ございましたら事務局のほうにお申し出を願いたいと思います。すべて議事録は公開になっておりますので、御一読をされまして、違う点等ございましたらお願いをいたしたいというふうに思います。

議事概要についてもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】**

ありがとうございます。

それでは、2番目の項に入らせていただきます。

議会基本条例の作成についてということで、先ほどの決定事項でもございましたが、議会基本条例の原案の作成に向け議論を進めていくということで、本格的な議論をこれから委員の皆様にはお願いしたいというふうに考えております。

前回、比較する市ということで県と5市、三重県では三重県、伊賀市、それから先進的なまちであります栗山町、それにあと4つの市の資料をお示しさせていただきました。これを条文ごとにまとめたものをお出しするということで、今、お手元に、17日に配付をいたさせました。少しこの資料の見方等について、まず事務局から説明をいたさせます。

西川事務局長。

**【西川事務局長】**

それでは、検討資料議会基本条例各市比較表について説明させていただきます。

この資料は、前回の特別委員会の検討資料として提出させていただきました亀山市議会基本条例の素案と先進7自治体の議会基本条例について、条文ごとに記述内容を比較検討していただくために作成した資料でございます。

先進7自治体といたしましては、今までに参考あるいは調査対象としていました栗山町、三重県、伊賀市及び出雲市に加えまして、最近議会基本条例を制定いたしました千葉県流山市、徳島県の小松島市及び静岡県島田市の合計7自治体の議会基本条例を比較対象に選んでおります。

それで、各章ごとに比較表が設けてございます。ただ、御注意いただきたいのは、2章と3章、それから4章と5章につきましては、少し内容等が各市によっていろいろ規定を設ける章が異なっておりますので、その辺についてはもう少し整理をする必要があらうかというふうに思っております。

以上でございます。

**【竹井委員長】**

ただいま事務局から比較表、表にナンバー1と入れてありますのは、多分これがどんどん変化をしていくだろうということで、今回ナンバー1というふうにさせていただきました。次々皆さんの議論によって変化をしていきますので、どの資料が一番新しい資料かというふうなことをちょっと考えまして、ナンバー1というふうに振らせておりますが、今ナンバー1の資料をもとに今回はやらさせていただきます。

それから、この前の理事懇談会でもこの表を見ていただいて、整理を少ししたらどうかというような御意見もございまして、特に、最初、今回初めてということもございまして、まず目次の部分、表紙をあけていただきまして、ちょうど目次の部分がございます。この辺のところをもう少し整理してみたらどうかというふうな御意見がございました。

まず、今回は、形をこういう形に固めるという議論ではなくて、この内容をちょっと見ていただきますと、各市町によって各章、亀山市が今原案的につくったものは7章で今、構成

をされております。

それから、県はちょっと外しまして、伊賀市が10章、栗山町も10章、出雲市は4章しかない。それから、流山市が10章、小松島市も10章、島田市は5章と、そういうふうに、章の体系も違うと。それから、よく見ていただきますと、例えば2章、3章のところ辺の部分、議会及び議員の活動原則と議会運営等の原則というふうなところ、これが大きく1つのくくりになる。それから、市長との関係、市民との関係、議会改革との関係とかと。横で見ていくと、さまざまに各市の特徴といたしますか、流れがあるということで、少しこの辺の議論を先に、何か重なりのある点、それから、よその市と比較する中で亀山はどういうところにこれが今、位置づけをされようとしているんだというふうな、先にちょっと表を見ていただいて、少し何か感じられるところがあれば議論をお願いしたいかなというふうに1つは考えております。

それから、もう一つは、そのことと同時にきょう御議論をお願いしたいのは、次をあけていただきますと、前文が出てまいります。ちょっとこれは量が多いものですから、上下になっております。A3で大変見にくい、ちょっと扱いにくいですが、実は前文のところはこの前の理事懇談会の中で少しこれも御議論いただいたんですが、目的や趣旨みたいなものが少し不明朗ではないのかというふうな御意見もございまして、今回はわかりやすいように三重県の赤、三重県は赤だけしかありませんが、栗山町は赤く色をつけた文章と青くつけた文章。伊賀市は赤の部分がありません。青のところだけです。出雲市は何もないと。これは何をあらわしているかといいますと、実は赤で色分けをしたところは二元代表制がうたってございます。それから、青の部分は、議会としての活動というんですかね、議会のあり方、議会は何をすべきなんだというところが青のところに入っているということになっております。

この亀山市の今案になろうとする前文には全くこういう記述がありませんので、二元代表制というのは入っておりますけれども、少しつくる趣旨がわかりづらいのではないのかというふうな御意見をいただきまして、きょうは時間を割いて、この部分の御議論もちょっとお願いできないかなと。要するに、二元代表制ということ標榜する中でどんな表現を用いたらいいのか。それから、議会は何をするところなんだろう。議会のあり方を少しここに書き込んだらどうだろうかというふうな御意見がございましたので、少しその辺の御意見もちょうだいをいたしたいというふうに思います。出雲市に関しては、ほとんどこれは合併の経緯しか書いてなくて、条例の存在意義みたいなものが何も、ちょっと不明朗なものですから、亀山市としては二元代表制と議会のあり方というものを少し整理をして載せたほうがいいのかという御意見もちょうだいいたしましたので、少しこの辺についても御意見をち

ようだいいたしたいというふうを考えております。

目次を見ていただいて感じることからまず入りたいと思います。大体栗山町が大きくは皆さんひな形にされているのではないかなというふうな感覚から見ますと、10章あるんですが、ただ、よく見ていただきますと、記述は違います。ですから、この辺のところを亀山市としては、こことここをくつつければいいのではないかとか、こことここはもっと分けたほうがいいのではないかとか。実は、後ろのページをずっと見ると、これで記述が今されていますので、余り細かい議論に入ってしまうと条例全体が見えにくくなりますもので、まず条例の柱というものをちょっとある程度くくっておいたほうがいいんじゃないかというふうな理事懇談会の御意見でございましたので、きょう言って、きょうちょっと御意見というのも厳しいかもしれませんが、少し今、お時間をとっていただいて、横にらみをしながら、何かこういうところは違いがあるよとか、こういうところはこういうふうにしたほうがいいんじゃないのかとか、なぜここに亀山はないのかとか、もし気づかれて、そういう御意見があれば少し御意見をちょうだいいたしたいというふうを考えておりますので、随時またお気づきになりましたら御発言をお願いいたしたいというふうに思います。

例示からいきますと、2章、3章というところはよく似たようなことが書いてあるねということで、この辺も整理はつかないだろうかということにはちょっと話題にはなりましたがけれども、ただ、よその部分は結構、自由討議だとか政務調査費とか、章で分けてあったり、亀山の場合はそれが例えば3章のところに調査、研究、研修で入れてあったりと、少しタイトルのものを、気づかれた点があれば、政務調査費はやっぱり出しておいたほうがいいんじゃないかとか。

水野委員、どうぞ。

#### 【水野委員】

基本条例というのは、我々だけじゃなくて、やっぱり市民の皆さんもわかりやすいということでないといかんと思うんですね。それで、出雲市の場合、極めて簡潔に4章までしかないんだけど、やっぱり市民の注目する、あるいはまた条例そのものが目標とするものは、1つの章として区切っておいたほうがいいのではないかというふうな感じをしております。

さっきから2章、3章の話がございましたが、この表を見る限りにおきましては、三重県は2つに分かれておりますが、他の市はすべてが2章、3章がまとまった格好で議会、議員の活動原則とか、あるいは議会の運営原則も含めた整理がされているというようなことでございますので、私は2章、3章をまとめて、表現は別としてもそういうことでいいのではないかということと、今、市民の関心と言いましたけども、条例そのものの目的なりがこれか

ら、前回の委員会でもかなりの討議がありましたが、議員間討議というものがやはりかなり大きなウェートを指してくるというふうに思っておりますので、例えばですが、伊賀市からいきますと、第5章の自由討議の保障というものと、あるいは政務調査費も最近では大変世論という意味では厳しい面になってきましたので、第7章の政務調査費、それから、議員そのものが背筋を伸ばすという意味で政治倫理、第9章。それから、もう一つは最高規範性というのが補則に入っておりますけども、これを1つにまとめて1つの章にするか、雑則じゃなくて、そういうふうにするかというようなことを入れたほうが、幾つになるんですかね、10章までにおさまると思うんですけども、そういうほうが条例としての体裁あるいはまた市民の皆さんから見た場合に、くくりとしてわかりやすいんじゃないかというようなことを感じましたので、ひとつまた皆さんの参考にしていただきたいと思います。

**【竹井委員長】**

服部副委員長、どうぞ。

**【服部副委員長】**

ちょっと先立ってしゃべらせてもらいますけど、今、水野委員が言われた中の1つで、政治倫理というのが亀山の素案にはないんです。というのは、当初素案として考えられた中になかったもので、だから、他市との比較もないんです。これはやっぱり最終的にどうするかは別にして、これを入れ込むということの中で、他市の条文も挙げて比較検討する必要があるんじゃないかと。最終的に必要ないという判断もそれはあると思いますけれども、とりあえず今の段階でないので、これはやっぱり入れ込んだ形で議論をすべきやないかなというふうに思います。

それから、もう一つは、他市のこの例を見ますと、議員定数と報酬というのが、いわゆるこの章の中にくくりとして政治倫理と身分、待遇というような形でくくりをつけられているところが大部分なんです。そういう意味でのこういうくくりの仕方をしている、今亀山市の素案は6章のところの議会改革及び体制整備のところ議員定数と報酬が入っているので、柱と中身の条文がちょっとなじまない。だから、これも切り離して、むしろそういう政治倫理と身分、待遇というような1つ柱の中へほうり込んだほうがおさまりがいいんじゃないかというようなふうに思います。

**【竹井委員長】**

資料が多分、政治倫理というのは今、服部副委員長、また、水野委員からも政治倫理の項を1項起こしたらどうだというふうなことでしたけども、政治倫理の条例でしたか、亀山市は政治倫理を持っていますので、多分それがあつたのでここへ入れていないんだろうと思いま

すけども、もしそういう御意見が、皆さんがちょっと一遍比較したらどうだということであれば、資料をつくって今の亀山市の政治倫理の条例の項目を1項起こして、そこによその市はどんなことが書き込んであるかということはつくれますので。ちょっと事務局、確認してもらえます、1時間ぐらいでできると思いますので。ちょっと先に確認をとりながら先へ進ませていただきます。

たびたび済みません、今ちょっと確認をとります。

政治倫理につきましては、今、事務局に確認をしまして、12ページをお開きください。12ページの上の緑のところが一応、今回事務局が基本的な考えとして出したものが緑になっておりますが、ここの右側の6に、議員は、亀山市議会議員政治倫理要綱を規範とし、遵守しなければならないというふうになっております。このことが1つの押さえになっていると。他市はここに議員の政治倫理ということで栗山町もここに入っておりますし、それから流山市だけかな。小松島市は亀山市と似た書き方ですね、政治倫理条例を遵守しなければならないというふうになっておりますので、今、政治倫理の要綱についてはコピーをお配りしますので、また見ていただければ。必要ならその内容をここに入れさせていただきます。緑色のところに政治倫理の内容を今度追加したものをつくらせますので、それで比較をしていただければというふうに思います。

今、2人の委員の方から、今亀山は7章で構成をしておりますけれども、もう少し章を分けたらどうだということでしたが、ほかに。

宮村委員、どうぞ。

#### 【宮村委員】

私もやはり、何も章をふやすばかりが能じゃないんですが、今一番大事なことは、やはり水野委員のほうからお話のあったのに賛成という形で、ひとつ政務調査費ですね。ほかの伊賀市を初め第7章あたりで上がってきておるんですけど、これはぜひとも入れるべきだと。それはなぜかという、海外視察も含めて、極論を言いましたら、何も本来の大きな視察の意味合いを持って、自信を持って行っておるのですから、世間がどうやこうやと、そういう形で議員個人が行きたくてもいけないのか、そこまで私ははっきりとその都度確認したことはないんですが、自信を持って、私個人的には自信を持って行ってきました。だから、世間がどうやこうやと、その目的たるものをはっきりとするがために、これは一番大事な議会基本条例という、一番最高の条例ですので、だから、何だかんだ市民の方から言われても、遠慮と言ったらおかしいですけど、正々堂々と説明できる、条例を見てもらったらわかりますよというぐらいの自信を持った回答ができるがためにも、議員としての立場的なものも考え

て、これは1章ふやしていただければと。

それと、次、政務調査費。これも同じく入れるべきだと。三重県は当たり前ですわ。私のある部分は独断な言い方をするかもしれませんが、三重県の県議会なんて、政務調査費、まだ1万円以上の領収書を添付で、僕がある場所で2年前ですけど、何名かの委員の方に聞いてもらっていますけども、言ったことがあります。現実には、今回の県議会、よそのことは言いたくないんですが、政務調査費はまた昨年度より余している部分がふえておると。だから、亀山は1カ月、1人2万円ですか。だから、金額のことはさておいて、やっぱり政務調査費、これからは動く議会、動く議員でなければいかんという意味からいきますと、やっぱり政務調査費、視察等、もっと過激なというのか、もっと前向きな動きをこれからとっていかざるを得ないような、そんな流れになってくるんじゃないかなと。ゆっくりしている、構えている、そんな議員の立場は1日たりとも僕はこれからは許せない、そんな状況になりつつあると、厳しくなってくると。そういう意味で、政務調査費もどっかりとどこかの1章で入れていただきたい。

それと、先ほどお話があった政治倫理、これも条例ですので、議員の責務、役割とは、ほかの委員さんはどう認識されておるかわかりませんが、倫理たるものは責任とか責務とは、私はまた一歩重みのある違う要素だと私は思いますもんで、先ほどのお話があった12ページ、3ページですか、グリーンのところ条項を入れるという方法もありますが、新たにどかつと第1章で厳しさを、やっぱりお互いが認識し合う、市民の方にもわかっていただくという意味合いで、これも1章、場合によっては入れてもおかしくないんじゃないかと。だから、前半の2つはできればそれぞれ1章を加えていただきたいと、こんなふうにお願いします。

#### 【竹井委員長】

ちょっと今、倫理要綱だけお配りを。これだけの量がありますので、そんな感じでここは記載していくのかということとはまた今後の議論になると思いますけど、とりあえず資料としてお渡しをしておきます。

今、3名の委員の方から、先ほども申しましたが、今のところたたき台として7章で構成をされておりますが、その中には今、御発言の議員間討論であったり、政務調査費であったり、議員倫理、最高規範性については、どこかには条例として網羅してございますが、他市並みにももう少し形でわかるようにしたらどうか、すなわち章として残したほうがもう少しわかりやすいのではないかというふうな御意見をちょうだいいたしました。

ほかに、これだけでなく結構でございますので、少しこのほうが条文としてはわかり



やすいのではないかと、こういうふうな起こし方のほうが見やすいんじゃないかという、他市との比較にはなりますが、お気づきの点等ございましたらもう少し御意見をちょうだいいたしたいというふうに思います。

宮村委員。

**【宮村委員】**

先ほど服部副委員長からもいいところの質問があったんですが、どうなんですかね。今のこのとき、このタイミングであえて議員定数が議会改革の章のところ、第6章に入っているのは、別個に考えてもどうかなという発言だったと思うんですが、その辺、委員長、皆さんに一回御意見を諮っていただいたらと。だから、別個のほうがいいんじゃないかなという気もしますし、その辺はこれからの先の話だということで、あえて第6章に定数、報酬もそうですけど、入れたのか、その辺のところを理事懇でもどういってお話があったのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

**【竹井委員長】**

もう少し御意見をちょうだいして整理をしたいと。今、出ましたのは、政治倫理のところを1章起こすとすれば、そこのほうに定数や報酬もあわせて入れたらどうだろうかというふうな御意見でございました。確かによその市もそういうふうに、1章起こした場合はそちらのほうにみんな固めてございますので、そういう御意見でございました。

あと、市民との関係、市長との関係というのもちょっとございまして、栗山町は町民と議会、町長と議会というふうになっておるんですが、すべてがそうなっているわけではないという部分もちょっとございます。この辺ももし御意見がございましたら。流山市だと市民と議会、議会と行政、その中に市長との関係も含まれてみたり、小松島市も似たような記述になっていると。伊賀市も同様のよう記述と。ここも少しどんな取り扱いをしたらいいのか。亀山市の場合は議会と市長、議会と市民というふうに別建てできっちり起こしている。よその市の場合だと、例えば行政との関係において市長との関係を第何条という格好で起こしているというふうな、少しその辺の違いもあります。多分、三重県は知事等との関係というふうに起こしてあるので、少しそういうふうになったのかなというものが、少しこの辺も栗山町と亀山市は若干似た感じで、後の部分は、市民との関係は一緒だと思いますけど、行政と市長との関係の記述が少し異なっていると。栗山型を使うのか、ほかの行政との関係というもので整理をするのか、ちょっとこの辺も議論をいただきたい部分かもしれません。

名称についてはまた改めて議論させていただきますので、関係だけ、こんな名称にするという意味じゃなくて、今出ましたのは、議員の中でも特に政治倫理、政務調査、それから議

員間討論、そういうところは章として起こしたほうがわかりやすいのではないかということ。最高規範性についても亀山市は第7章に入れてございますが、最高規範性をとるのかどうかという議論もこれまたもう一個要りますので、書いてあるからやるということではなくて、これも必要なか不必要なのかという議論もあろうかと思えます。なかなか最高規範性というのも難しいテーマですが、これは十分議論していただきたいですが、これも仮に起こすとするなら章として起こすのかどうかというふうなことです。

私としては、1点気になりますのは、議会と市長との関係というふうな起こしでいいとか、行政との関係みたいなことにして丸めていくほうがいいのか、その辺のもし御意見がございましたら、今のままでいいよということであればこういうふうに進めますし、要はわかりやすさですね、どっちのほうがわかりやすいのかと。この辺もたまたもし御意見がございましたら。なければとりあえずこのままで進めておいて、また議論の経過の中で変えていけばいい話ですので、これが固めたものではありませんので、どんどんこれは議論の経過とともに変えていきますので、特に今のところ御意見がなければとりあえずは議会と市長との関係に一たんしておいて、議論の経過を踏まえて、また違う文言がいいよということであれば変えていきたいというふうに思います。

ほかに何かございますかね。大体イメージ的には3名の議員の方から賛同されるような御意見がございましたが、特になければ、少し資料のつくりかえをやっていかなきゃならないということも出てまいりますので、今、3人の委員の方から御意見をちょうだいしました。それぞれ章を起こすべきではないのかという御議論に対しましては、皆さんの確認をさせてほしいと思います。

まず1点は、議員間討論の問題ですね。そういうのを、他市ですと、自由討議の保障とか拡大という部分で1章起こされております。亀山市の場合は3章に政策等に関する議員間討議ということで、8条でうたい込んであると。これを1項ピックアップして、まず討論として起こしたらどうだろうかということが1点です。

それから、政務調査費につきましては第2章の第5条の5ということで、政務調査費の執行に当たっては云々というふうに少し隅っこに書かれているというか、ちょっと目立っていないという部分。

それから、政治倫理につきましても、その後、6の項目で倫理要綱を規範とし遵守しなければならないということで、この項で第5条の6に起こしてあるということです。最高規範性については補則に入れてありますが、この4点について、一たん今の御意見のとおり章として起こしてみるのかどうかという御判断をちょっとお願いしたい。それを決定とはしませ

るので、要は資料をつくる上での手順がございますので、一遍外してみてもいいよということであれば、外したものを次回はつくってお渡しをしようというふうに思いますので、いかがでございますか、そういう御意見でございましたが、特段御異議がなければ一遍それで進めてみようと考えておりますけども、よろしゅうございますかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】**

それでは、今ナンバー1でお渡ししている資料から、次お渡しするナンバー2のときには、とりあえず抜き書きをして、入れてみたものをまたナンバー2としてつくらせていただきますので、それを見てまた御議論願いたいと思います。

それから、政治倫理の中身については、この要綱を全部入れるわけにはいきませんので、また事務局のほうでちょっとピックアップをしてどんな文章を入れるか、たたき台だけは入れさせていただきます。これはちょっと正副なり理事懇談会のほうへゆだねていただきたいと。白紙ではちょっとつくれませんので、政治倫理の亀山市の記述については、原案については、事務局、正副と理事懇談会のほうへゆだねていただきたいと思います。それでよろしゅうございますかね。

(「素案ですよね」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】**

素案の素案です。とにかくたたき台がないと議論ができませんので。

それから、先ほど水野委員からちょっとほかの言葉が消えていると。申しわけございませんでした。亀山市の第2章、議会及び議員の活動原則と、第3章、議会運営等の原則、これは2つの章に今分けてございます。これは三重県が似たような分け方をしてございますが、よその市の場合ですと、ほとんど1本にくくられているというのではないかという御意見がございました。これについても、もしよその市がほとんどそういうふうな組み合わせになっておりますので、それでよければ案としてはそれでもう一度つくりかえさせていただきたいと思いますが、その点についてもよろしゅうございますかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】**

一たんそれでつくりかえさせていただいて、また改めて具体的な議論はさせていただこうというふうに思います。

それでは、次回の資料に向けて2章、3章をくくったもの、それから議員間討論ですね。討論を1つの章として起こしたもの。それから政務調査も1項起こすということ。それから、

政治倫理も起こすと、この中で先ほどお二人の議員からよその市のように定数、報酬もそこへ組み込んだらどうかというふうな御意見がございました。その点もよろしゅうございませうかね。一たん入れさせていただきます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】

それでは、政治倫理の中に定数と報酬の項も一たん入れさせていただきます。

それから、最高規範性も一たん章で起こさせていただきます。これもまた入れるかどうかの議論もいただきますけども、一たん章として起こさせていただきます。

今回はこれを少し入れかえたもので提出させていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、目次といいますか、章の構成について少し御議論いただきまして、もうちょっとわかりやすいようにという意見をいただき、第1回目の整理をさせていただきました。

次に、今回一番のメインと考えておりますのが、この前文を何とかきょうの委員会で少し粗いものがないだろうか。ここができ上がりますと、この前文に従って今いろいろ皆さんから御発言いただきました章の構成や条の構成の中の表現も決まってくるというふうを考えております。事前に配付をいたしましたのでさっと見られたかと思いますが、理事懇の中でもこの資料にいう赤い部分と青い文字の部分、これはやっぱりきっちり入れたほうがいいだろうというふうな御意見がございました。それを受けまして、また皆様に御意見をちょうだいをしたいと。どんなポイントを亀山市としては押さえようかという、またこれを見ていただきまして、それぞれ一長一短というか、栗山町が非常にいい記載が結構あるんですけども、ここのポイントは絶対外せないねというふうなところがありましたら少し御意見をちょうだいしたいというふうに思います。

赤い部分は二元代表制をうたっているもの、青い部分は議会が何をするとところなのかということをも市民に訴えるものという文章になっております。

ちょっと時間をとらせていただきますので、御一読をされて、ここのポイントを押さえないという御意見がございましたらぜひお願いをしたいと思います。あわせて、二元代表制の資料も前回お渡ししたものを配付されていますよね、簡単ですが。以前配付したものをちょっと引っぱり出して、お手元にお渡しをいたしましたので。

ちょっと暫時休憩させていただきますので、少し御一読いただき、10分ぐらい精読していただく時間をとらせていただきます。

( 休 憩 )

**【竹井委員長】**

それでは、再開をさせていただきます。

今回お願いしようとする議論は、前文のところに亀山市議会としてどんな目的を持ってこの条例をつくったんだと、その背景は何なんだということを入れたい、入れるべきだというふうな理事懇談会での御議論がございました。確かに読んでみるとそういうことが全く素案ではなかったものですから、今回こういう赤字と青字で皆さんのほうにチェックをしていただきたいというふうに考えたところです。少し時間をとりまして、少し読んでいただきましたが、何かここだけは押さえておいたほうがいいんじゃないかというふうなことだとか、大体読むとポイント的なものが結構あります。その辺をまず、もし御意見があればちょうだいをして、あと、亀山市としてはこのポイントでいこうよというふうな御意見、逆にそういう御意見でも、二元代表制は表現は大体決まっていますので、どちらかというところの青字の議会の部分ですね。亀山市議会としてはこの辺でいこうよというふうな、こうあるべきではないのかというふうな御意見がございましたら、あわせて少しちょうだいをしておきたいなというふうに考えますので、委員の方、これは決める議論ではありませんので、御自由に読まれた感想でも結構でございますので、御発言をお願いいたしたいというふうに思います。

宮村委員。

**【宮村委員】**

赤字と青字の話なんですけど、まず、島田市さんだけは順序が上と下と逆になっていますもんで、まず赤字が先でありきだと私は思いますもんで、ほかの町、市の並びでと。文言、表現なんですけど、文言というより表現ですね。赤字のところでは栗山町とか小松島市、競い合い、協力し合いと。この言葉はいいんじゃないかなと。それと、青字のほうですけど、栗山町。私はやっぱり地方分権の時代という言葉が入っていますが、この言葉は入れるべきであろうと、こんな思いだけ。あとは委員さん、ようけ見えますので、一応この2点だけ申し上げておきます。

以上です。

**【竹井委員長】**

水野委員、どうぞ。

**【水野委員】**

前文の亀山の、その中で、市長、議員それぞれ選挙で選ばれたと。いわゆる二元代表制はいいんですが、その後その特性を十分発揮しながらと。その特性とは何かというのは、やっぱり文章で入れる。例えば、よそこにもございますが、議会は合議制ね。市長は独任制と書

いてあるけども、そういうような位置づけ、あるいは行動するやり方というか、そこら辺をもうちょっとすっきりしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

それから、議会として何かという中で、やっぱりあと議員間討議という論議も今ありましたけども、議会そのものがやっぱり切磋琢磨する。そして、お互いに向上していくんだというような表現が、これは民主主義とか、あるいは開けた議会というふうになっておりますが、そのものを進めていく上で、やっぱり議員そのものが、議会そのものが切磋琢磨して向上していくんだと。議会そのものの権能というか、機能を向上させていくという意味での方向性を入れたほうがいいんじゃないか。文章は別として、考え方としてそういう感じがしますね。

#### 【竹井委員長】

赤いところを今、お二人の委員からこういうふうにしたらどうだというふうなことがありました。多分、読んでいただくと、議会は合議制だとか、市長は独任とか単独とか、それから議会との関係が書いてあるんですね。それから宮村委員がおっしゃった競い、協力し合いというふうな表現はどうだろうかというようなこともある。最後に見ていると、意思決定機関なんだということが押さえてあろうとするというふうな、4ポイントぐらいになるんですけども、特にその中でも今御発言があったのは、そういう議会の役割、市長の役割、そしてさらにお互いの関係、ここはきっちりうたっておいたらどうだろうかというような御意見でございます。

ほかにも見ていただいて、多分、栗山町がある意味たき台になって、各市それぞれの自分たちの思いを訴えられているんだろうと思いますけども、特に議会のところを、もし亀山市議会、今水野委員からも切磋琢磨とか議員同士が向上するような努力を入れたらどうだという御意見もございましたが、少しその辺でお考えがございましたら、余り長い文章にならないと思いますけども、このキーワードを押さえておこうよというのが少し見ていただければ。亀山独自の言葉でも何でも構いませんので、もし今の段階でございましたら、ちょっと御議論いただければなと思います。

前田耕一委員。

#### 【前田（耕）委員】

青い部分ですけれども、小松島市と栗山町が前段はちょっと表現が違いますけども、後段は全く同じ表現で、これが一番的確に的を射ているんじゃないかなという感じが僕はするんですね。「議会は、その持てる権能を十分に駆使して」以降はそのままですよね。栗山町の場合には、ここへ地方分権云々と、その辺の文言があるんですけども、これは亀山市の前文にも地方分権の時代を迎えてという表現があるわけですから、その辺のところはよく似たニュ

アンスのものやと思うんですよ。だから、青い部分はこの栗山町の後段というんですか、その辺を中心にまとめていけばいいんじゃないかなという感じがするんです。

それと、もう一点は、亀山市の前文の最後のところに、常に改革を推進する議会であるためこの条例を制定すると、これが余りにも漠然とし過ぎて、改革を推進する議会というのはどんなものかなというのがちょっと私、見えないんですけど、この辺、何かもっとほかに表現の方法はないかなとか、基本条例として考えていく場合に、どのようなところを、どのように読んでいったらいいのか、見ていったらいいのかちょっと私は理解できない部分があるんですよ。何かお考えがありましたら、委員長なり事務局のほうからのお考えをお聞きしたいんですが。

以上です。

#### 【竹井委員長】

多分、これはたたき台の前のたたき台ですので、改革という言葉を入れるか入れないかという議論になると思います。表現は別にして、議会が常に前進するんだということの表現で改革を入れているんだと思いますが、この辺の文言も入れるのか入れないのかというふうなことだろうと思います。

そういうところは、さっき水野委員がおっしゃった切磋琢磨、向上という部分と、改革、同じような表現だと思います。ここはまた、こういう表現をするのかどうか、今後また皆さんの御議論をちょうだいしたいと。

あと、議会のほうでよく出てくるのが、開かれた議会と、それから議員間の討議という問題と、市民に信頼されるという、これは当然のことではありますけど、改めてやっぱりあるのは議員間の討議というのが入れてあって、先ほども討論のところを1章起こしたらどうだというふうな御意見がございました。もしそうになると、やっぱりこの辺の言葉も入れたほうが合ってくるといいますか、少し合うのかなというふうなこと。

それから、開かれた議会はずっと言っておりますけど、この辺も重要なことではありますけど、あと、議会のいろんな、栗山町のところなんか、うまく書いてあるのは、機能を十分駆使して、自治体の事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有すると、文章は長いんですけど、確かに読めばそうかなと思ってしまう、そういう論点や争点を議会がきっちり出してこういう議決になったんだということだろうと思いますが、この辺のところも亀山市としてはどういうふうな、読むと非常にすばらしいことが書いてあるんですけど、具体的にやると、どうして我々が進めていけばいいのかということも、これは同時に考えなければいけませんので、こういうところが議会側としての少し議

論をする必要があるのかなというふうに考えております。この辺で何か御意見がございましたら、ちょっとお願いをいたしたいと思います。

松上委員、どうぞ。

**【松上委員】**

原文と何条になるかわかりません、何章になるかわかりませんが、ちりばめる文言につきましては、やはり関連性、整合性というのを持たして、いわゆるキーワード、地方分権であり、それがまちづくりであり、また、市民目線でありということで、何をどうするというのは、必ず二代表制についても、議会のあり方を問う条文にしても必要だと思います。その点では、赤字の部分なんかは皆、何のために何をするというのをちゃんと書かれていますので、それは外してはいけません。競い合い、協力し合いながら最良の意思決定を導くということら辺、みな赤で、ほとんどがそのような基調で、ここの4市ぐらいは、何のために何をするというのを押さえられておりますので、そのような形が非常に大事だと思います。理念でこうあるべきというよりも、だから、このようなやり方で何をすると。このようなやり方というのは、また論議をしていかないかと思うんですが、これもまだある程度抽象的ですので。具体的に言いますと、栗山町の場合でも競い合い、協力し合いと、また、流山市の場合でも競い合い、協力し合いという意味。それは、お互いに勉強し、調査もし、その結果を持って、根拠を持って、議論を闘わすという、それが最良の意思を決定するということにつながっていくし、そうあるべきだということ。

こういう主張というものも、我々が考えるんやなしに、市民から見て、ああ、なるほど、こうしてやっていくのかということ、市民とともに議会をよくしていこう、また、みんなのためによくしていこうということを考えてもらえるような、ちょっと難しいかもわからんけど、条文づくりというものも大事やと思います。

わかったかわからんかわかりませんが、言いたいことは、何が何してということがわかるように、うかがえるように。これは、市民のほうから見てという意味です。

**【竹井委員長】**

ただいま松上委員から、特に議会の関係で、市民から見たというふうな御意見がございました。多分、この辺が市民に信頼されるという部分と、開かれたというふうなところにひっかかってくるのかと思いますけども、若干、市民との関係の御意見を余りちょうだいしていないので、もしそういうところで、ここは押さえておいたほうがというのがありますか、何か。いま1点、市民目線というか市民から見て、この条文がわかりやすいものにしておいたほうがいいのではないかというふうな、具体的な動きというものを明示しておいたほうが



いのではないかというような御意見だと思います。

森美和子委員。

【森（美）委員】

それに当たるかどうかわかりませんが、文言として、島田市の現在のみならず、将来にわたり市民の幸福を実現するためという、この文言はすごいわかりやすくいいんじゃないかなと思います。青のところです。

【竹井委員長】

服部副委員長。

【服部副委員長】

きょうもらったこの二代表制についてという資料の裏側のところに、栗山町の条例制定にかかわった、これは上原さんというのかな、先生のあれが書いてあるんだけど、その中で、2枚目の裏側のほうなんやけども、二代表制のかかわりで、1、2、3、4という書き方がしてもらってある、4点を指摘してあるということで書いてあるんやけども、まず1つ目は、二代表制ということでそれぞれがいわゆる合議制であり、独任制であるという、代表機関やということと、2つ目は、この2つの機関が緊張関係をもって成り立っておるんやと。競争する緊張関係に立っているというのが2点目。3点目は、この緊張関係をもってこういうのが十分に機能すると、議会の場で論点、争点が広く形成され、それが公開されることが期待されるんやと。最終的に、論点、争点が十分形成されると、議決という自治体の意思決定は最良の内容になるんやと、こういうような組み立てがされているわけです。私は、こういう考え方って非常にいいかなと思うんです。

これで見ると、例えば、栗山町のは余りにもその辺が省略され過ぎて、競い合い協力し合いながら最良の意思決定を導くということで、中間のところは抜けているように思うんですわ。その点で、流山のほうは、赤で書かれた、ちょうど真ん中のところから、そして、市長と議会には、緊張関係のもとで、論点及び争点を明確にし、流山市にとって最良の意思を決定することで、それからさっき森さんの言った、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指すという、こういう目標も掲げて書かれているというので、そういう意味では、一番資料のこういう趣旨に合った表現の仕方は流山市のこの部分やないかなというふうに思います。

ただ単に、競い合い、協力し合いながら最良の意思決定をするということやと、何か緊張関係を持って、お互い、ある意味対立するところもある、協力するところもあるという部分が薄れてしまわへんかなという、とにかくそんなけんかなんかしておらんと、仲ようしなさ

いよと。それで決めなさいよみたいな形になってしまわへんのかなと、そういうちょっと危惧があるので、やっぱりそういう緊張関係のもとで論点を明らかにしながら意思決定をしていくという、こういう表現の仕方が私はすっきりするんじゃないかなというふうに思います。

【竹井委員長】

宮村委員。

【宮村委員】

まず、今の服部副委員長の話からいくと、市民が二元代表制たるものは何やというのがわからなかったらそれは僕は必要やと思うんやけど、二元代表制そのものがというのは、これは皆さん御承知のように。だから、それぞれがそれぞれの立場で負託を受けて、だから、緊張感も競い合うものも時と場合には是々非々でやるのも、これは当然、必然的な必須条項ですわね。だから、その辺のその表現の仕方に、二元代表制のくくりである程度、それでカバーできるんじゃないかなという思いもするんですが。その辺はどうです。

だから、余り、何もなれ合いとかいうのは一切ないわけですから、だから、前文だけに表現を、過激とは言いませんけども、それなりの一般的な常識の感覚の中で、市民の方がこれでちゃんとやってもらっておるんやなという表現でいくのであれば、あと、もちろん加えてもらってもいいんですが、私が言ったのは、競い合い、協力し合いというのは最小限度、この表現だけは入れていただきたいと、そういう意味です。

だから、市民の感覚、程度の問題ですわね。だから、どういう表現にするかというところに落ちつくんじゃないかなと思いますけどね。

【竹井委員長】

今、ちょうど森美和子委員から3人御意見がございまして、その前の松上委員の、市民に向かった表現という中で何かないのかみたいなことから、少しこういう幸せの実現だとか、福祉社会の実現だとかという、そういうものが少し目標としては入れてみたらどうだろうかというふうな話。

それから、二元代表制を表現する上で、資料から見ると、対等、対立、それから、争点形成、意思決定という4つのものが要るんだと。二元代表制はそういうものがあるんだという中から、少しそういうものを、表現は別にしましてきっちり入れておいたほうがよりわかりやすくなるんじゃないかということと重ね合わせて、緊張関係だけではなかなかうまくいきませんので、これはどこにも入れてありますけど、競い合い、協力し合いと。これはお互いがやはり協力するところは協力していかないと、いつも対立主義ではないわけですので、ここには対立主義の原則とは書いてあるものの、対立とともに協力し合うということも必要で

はないかという、これは多分どこの、流山市にも競い合い、協力し合わなければならない、それぞれの特性が生かす。それから、栗山町にも当然同じような表現がされております。これはちょっと外せないところだろうというふうには感じます。

ただ、お互いが対等なんだということと、お互いが緊張感を持ってやるんだということと、それから、争点は明らかにすべきなんだと、このことが多分議会と行政との関係というものを、この後の御議論の中で結構厳しいことが書いてあります。市長は出せ、いろんなことは出せというふうなそういうものにつながっていきますし、最後は意思決定だと。ここは議員間討論というものが1つの方法論として今、打ち上げられてきたと。要するに、委員会だけで賛否じゃなくて、それまでに自由な討議の中で意思を形成すべきではないのかということが、もし、討論の章を起しますと、どうしてもここは避けられない表現かなというふうには感じます。

松上委員。

#### 【松上委員】

服部副委員長、また、宮村委員さん、服部副委員長が先ほど言うた4つの中で、その機関の対立主義が十分に作動すれば、議会の場において論点、争点が広く形成、公開されることが期待される。このところ辺がキーポイントやと思います。議会の争点形成機能という言葉です。それでなくても、ただ単なる追認機関というふうにやゆされている状況の中で、及ばずながらといいますか、皆さんの御同意を得まして、今度の議会だよりも賛否を公表するという、議会だよりという、まず手始めとして論点、争点を広く形成、中身までは至りませんが、賛成したか反対したかという単純なことですけれども、とりあえずそういう形で今度の8月ですか、6月議会のやつを出すということで今進められておりますが、その中で機関対立主義が十分に作動するというのはどのように見せるかということですので、最近、そこら辺のところ、入札の問題等がありまして、非常に関心も高まってきておるところへ向けて、やはり何で反対しておるのや、何で賛成しておるのやと、結果どうなったんやというところ辺をあらわしていくというか、発信していくというか、これがやはり単なる追認機関と言われるところ辺から脱却していくあり方やと、このように感じました。

以上です。

#### 【竹井委員長】

大分、二代表制とか議会の機能というところは御議論いただいて、1点、松上委員、森美和子委員からも言われた市民との関係のところですね。市民の幸せとか福祉向上、活力というふうなことが押さえてあるんですけど、少しかういふものもないとお互いが対立して緊

張関係を持って議決したと。それが結果どうなってくるんだというのがないと、結局、何か方法論だけがそこを走っていて、その結果何が生まれるんだということ、多分松上委員もそういうことをおっしゃったかと思うんです。これによって何が生まれてくるんだと。少し、そこの議論もちょっといただいたほうがいいのかなと、今までは大分、二元代表制の形も、少しこのポイントを押さえておこうか、それから、議会としても、我々自身のやることもこういうふうには押さえておこうかと。ちょっとこれでお互いの機関同士のことがわかってきたと。でも、結果、そこがどこを向くんだということになると、やっぱり最後は市民やまちづくりに向くわけですので、この辺の議論を何か、先ほどは幸福の実現であったかな、市民の幸せを実現ということ、それから流山市の福祉の向上や地域活力というところ。後のところはそれがないんですね。

この2つの都市はそれが提示されているということで、私はそういうものの必要性、御意見もお二人出していただきましたが。

ちょっと10分ほど休憩をとらせていただきます。

( 休 憩 )

**【竹井委員長】**

では、再開をさせていただきます。

ちょっと今、事務局のほうとも少し話をしながら、市民との関係を議論していただきたいということで、実は、お手元の大きな資料の6ページを開きながら、第1章総則、目的、第1条というのがあります。ここも前文と似たような表現が入ってまいります。それから、その後の基本方針、ここも似たような表現になると。この辺はもう少し前文ができました段階で1条、2条、少し整理が要りますよというふうに事務局から言われたんですが、その中で目的の第1条の最後のほうに、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とするという言葉が入っておりますので、このことをうまく使って前文に少し反映をさせていくというふうなことで確認をさせていただきたいなど。

やっぱり何のためにやるのかということをお互いに押さえておいて、さらに目的でもう一遍押さえるとか、二重に押さえておくか、そういうふうな形のほうがやっぱり市民の方が見たときに、何か行政と議会のことばかり書いてあって、私たちはどうなっているのというふうなことになってまいりますので、今、事務局のほうに目的に入れてあるということで、表現はちょっと別にしまして、こんなような形で少し前文のほうにも市民との関係というものもどうしてもうたわざるを得ませんので、ちょっと入れさせていただきたいというふうに思います。

そうすると、先ほどからずっと御議論いただいておりますように、議会の形、市長の形、それから関係、これは緊張とともに協力というふうなことも入れてくれということを行っています。それから、意思決定ですね。

それから、議会のあり方も開かれた議会であったり、討議であったりということは既に章で起こすということになっておりますので、これによってもう少し議論が進むと。さらに住民との関係については、今の目的のところを入れますと、大体全体が整理されてくるということになっている。

もう一点、コンサルの方からもちょっと言われて、亀山らしく、なぜこれに至ったんだというふうなこともちょっと押さえたらどうでしょうか。使えない言葉ですけど、さっき松上委員がおっしゃった追認機関から脱皮するなんていう、書けないですけどね。決して追認機関ではないわけですので。それは世間が言っているだけで、私たちは追認機関と思っていないですけど、確かに両輪の関係とかという言葉が、私たちが議員になったときからずっと議会と行政は両輪の関係だというと、何かつい両輪というのは一緒のように動かなきゃならないような気もしますが、そういう従来の関係から新たな関係へとか、ちょっとそういう表現はここにも必要ではないかというふうなこともちょっと今、指摘を受けましたので、少しこれは事務局と調整をして、何か違うところに入っていくんだと、これまでとは違う、そういうところも事務局と調整をして一言入れたいと思います。よそはほとんどそういうのが入っていない。要するに、ひな形が栗山町であったり、そういうところをひな形に使っているの、ない限りは入れませんので、亀山市としては少し現状をチェックして、その現状の上から新たな視点でこの条例に取り組んだという、その意思が入るようなことでちょっと事務局と調整をさせていただこうかというふうに考えております。

池田委員。

**【池田委員】**

委員長のおっしゃられている部分は、三重県の従来の上下、主従の関係から対等協力の関係へとというような文言を入れていったらどうかという、こういうような形でとらえていいんですね。

**【竹井委員長】**

これは多分、国と地方の関係ですけども、要するに、今までの議会と行政の関係がさっき松上委員がおっしゃったような、そういう見方をされがちだということから、やっぱりそのことを踏まえて、これからは緊張と討論と意思決定だというふうに我々も持ち込みますので、少しその現状をうたっておいたらどうだろうか。ただ、それはどういう表現をするか

は、非常に難しい表現になろうと思います。余りそこをオーケーしてしまいますと、認めたことになる。決して追認機関ではないけども、追認機関的な発想をされているというか、そこからちょっと議論をする議会に切りかわるんだという、少しそういうところを何か押さえたらどうだろうかという、ちょっと表現は考えさせていただきますので、また出した文章で皆さんのほうからいろんな御意見をちょうだいしようと思います。

松上委員からもそういう御提案がございましたし、コンサルの方からもちょっとそれがあると、よその市にはない。ちょっと亀山らしさが出るんじゃないかというふうにアドバイスをいただきましたので、少しこれは検討させていただこうというふうに思います。

ほかに、時間は大分過ぎましたので。

松上委員。

#### 【松上委員】

それに関連して、いわゆるコンサルさんの言わはるお考えというのは、亀山らしさということ、それは亀山市行政も、また、我々も一体となって目指す方向は一応認知されておるものとしては、「小さくともキラリと輝く」というそのフレーズ、これを具体的にどんなまちづくりであったり、施策としてたくさんそのようなものがあります。それに対応する条例というか、現状で進める条例というのが、「テーマは小さくともキラリと輝く」というのを念頭に置いて、何かその中ではめ込めやんかなと、難しいと思いますけれども、そのような思いを今、感じました。

#### 【竹井委員長】

いろいろアドバイスを聞きながら、他市の例を随分研究していただいておりますので、つくるからには若干亀山らしいポイントも1ポイント、2ポイント入れたほうがいいのではないかというふうな御議論でしたので、どうしてもひな形があってつくっておりますので、余りひな形どおりでも何かコピーしただけになるので、ちょっと考えさせてほしい。

前田稔委員どうぞ。

#### 【前田（稔）委員】

私は全体を読んでおって、流山市の文章が、赤い部分も青い部分も非常にすーっと入ってくるんですよ、なぜか知らないけど。服部副委員長が言われたことも、そういうこともあるんだろうと思うんですけども、青い部分でいくと、例えば、ほかにないのは、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならないという部分はまだ全然よそにはないし、それから、やっぱり議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を酌み取りながらというふうに、非

常に市民を重視している部分があるので、私は個人的に流山市のこの表現というのは、非常にいいかと。

それから、最後に崇高な理念で目的を達成することを誓いという、この辺も私は好きやな。個人的に好きやという、そういう思いでちょっと流山市が何か一番私にとってはすーっと入ってきたなと、読み取りやすくわかりやすいかなというふうに思いました。

以上です。

**【竹井委員長】**

いろんところが多分、知恵を重ねられて……。

はい、水野委員、どうぞ。

**【水野委員】**

前文という部分、今までもうちょっとつけ加えるという話になっておるんやけど、それはそれでいいんです。それで、私は、文章というのはごっちゃにしたらいかんと、ごっちゃにね。だから、原則はここにも書かれておるように、まず、二元代表制なんだというのが1つ。その次に、議会を先にするのか、市長を先にするのか。市長はどういう務めを持っているかと。それから、次に、議会の形として、今まで論議あるように、役割とか使命とか、あるいは緊張感とか討論とかいろんな、切磋琢磨もありますが、そういう1つの文章の形としてごっちゃにせずに、これです、これです、これですというようなことで、最終的に議会としての任務なり、そういうものを入れていくというような文章編成にしていくと、非常にわかりやすいなというふうに思いますけど。

柱を書く。まずは何を書く。その次、市長が先かな。簡単でいいと思う、市長の場合はね。議会を重点にしていろんな今論議があったことを入れて、そして、最終的にどういう方向でいくんだと。目的というものもあるし、また、基本理念というか、そういうものもあるわけで、それと、なるべく文章として重複しない。意味はよく似ていると。より目的とか、その辺は具体的になってくる。基本理念も同じだと思うんだけど、具体的になってくると。文章として具体化していくというようなことだと思いますがね。

**【竹井委員長】**

先ほどの前田稔委員のいろんな表現については、それぞれ各委員の方が、やっぱりこの表現がいいなというのはいっぱいあろうかと思います。またそれは今後案をつくりながら、必要なら徐々に何かをつくってまとめていけばいい。要するに、ポイントの言葉が何なんだということと、今同じことを水野委員もおっしゃっていると思いますが、二元代表制における押さえと、議会のほうの押さえというのを、やはり整理するということ。

私が言いましたのは、なぜこれが必要なんだという、やっぱり背景は要るんだろうということ。よく新聞をご存じの方は、わかっているつもりであって、まだ1,600でしたかね、市町村。八百幾つの市でもまだ何十ですね。四、五十しかつくっていないですね、これ自体が。三重県でもまだ伊賀市、それから四日市市が自治基本条例、鈴鹿もまだ全く動いていない中で、まだまだ、議員はよく知っていますけど、市民の方にまだなじみが薄いという問題も出ます。それから、まちづくり条例もまた一緒に出てくるので、やはりそこら辺の背景も、これは入れてみたいところですので、また必要なければ削ってもらって結構ですので、一応そういうものも入れて、それから今、水野委員がおっしゃいましたその流れも少し入れて、また文章については整理をさせていただこうというふうに考えております。

また理事懇談会もございますので、そこでまたいろんな御意見をちょうだいして、またあり方の特別委員会で議論をお願いしたいと。

宮村委員、どうぞ。

#### 【宮村委員】

そういったことで、1つだけちょっと御意見だけ申し上げたいと思うんですが、言葉の表現って結構難しいんですね。だから、長ったらしい、例えば長い文章じゃなくして、やっぱりめり張りのつけたところで、句読点を適当なところで、いいところで押さえていただくというのは、水野委員の話と多少重なっているかもしれませんが、それと、言葉の表現ですけど、私は美辞麗句な表現は使ってほしくない。だから、崇高なとか、そんな、もっとより具体的な表現で御検討、事務局と御相談の上、お願いしたい。きれいごとの表現は私は真っ平ごめんやと。条例ですので、そんな思いが私はします。

以上です。

#### 【竹井委員長】

また、前文をとりあえずたたき台的なものがありますけど、もう少し追記をして、また理事懇談会でも少し御議論をしていただきまして、少し整理をしたものを次回のあり方には出させていただきますので、ここがきっちり固まらないとほかのところはなかなか、ほかのところはほとんど細かい内容ですので、比較的議論はしやすいんですけども、特にこの前文というはなぜ必要なのかという一番重要なポイントですので、少し時間を割かせていただきます。いろんな御意見をちょうだいしましたので、一遍また、入れてみたものをお出しして、またこんな御議論をもう一度していただきますので、またいろいろ読んでお願いをしたいと思います。ちょっとこれは、前文についてはここで一たん閉じさせていただいて、次回また出させていただきます。



もう一点だけ、第3の項で、議員定数の、後ろから2枚目の31ページをお開き願いたいと思います。

事項書第3の項、議員定数と書いてあります。これは、定数の中身の議論ではなくて、一応見直しをというふうな御意見もあって、特別委員会ではその是非とか賛否は問わないというふうにしておりますけれども、いろんな動きが今後あるだろうということも想定されますので、議員定数、ここでは19条にこういうふうな内容が載っておりますが、少し条文の中身の議論をお願いしたいというふうに考えております。

要するに、亀山市の議員定数を、今これ19条で3つで分類がされておりますけれども、2番と3番は何か似たような表現になっておりまして、この前もいろいろ資料をお渡しして、人口要件、それから面積要件、それから他市との比較、そういうふうな資料をお渡しをしましたが、少しこういうところを何か整理をして、ある程度精査したものにしておきたいなというふうに考えております。8月にもう一回予定をしておりますので、きょうはちょっと荒い議論をしていただいて、できれば8月中にはちょっとこの辺の文章のある程度固まったものにしておきたいなというふうに考えております。

これは、実は、昨年3月にこの委員会が発足したときに、定数の見直しもやるのかというふうな議論があって、やるとすると9月ごろにやったらどうだというふうな御意見もあって、委員会ではその議論をしないと何遍も言っておりますが、1年前に提案をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、そのときを踏まえて、少しこの辺の議論をお願いしたいなと。要するに、2番と3番が重なっているという意味です。同じような文章で表現がされておりますので、私からは2番、3番を少しまとめたようなもので整理しておいたほうがいいのではないかとということで、委員の皆さんの御意見をちょうだいをしたいと。

宮村委員。

【宮村委員】

確かにこれは、2で他市との比較、3で類似自治体の議員定数と、こんなのは同じことですので、同じような意味合いですので、2つを1つでくくってもらう方法もいいと思います。同じようなことを長々と必要ないと思いますね。

【竹井委員長】

多分、3のほうがよその市に近いものがあるんですが。

服部副委員長。

【服部副委員長】

委員長の話の中で1つ漏れたのは、亀山市の素案の2のところは、議会は提案するものと

すると、議会が提案するという書き方にしてあるんですね。例えば、伊賀市の場合は、委員会または議員から提出すると書いてあるんです。それから、小松島市も委員会または議員がと書いてあるんですね。流山市は、これはちょっとどういう解釈かわからんのやけど、2のところでは議会は検討すると書いて、それを受けた形で3に議員が提案をすると、こういう書き方をしてあるんですね。だから、ここら辺の条例改正の手順として議会がする、委員会がする、議員がする、このあたりのところがそれぞれ違うんです。このあたりも亀山市の場合の素案でいくと、議会はということになっているので、このあたりの議論も要るかなと思います。

**【竹井委員長】**

たしか理事懇談会でも議論になったのは、議会がやるんだらうかということですね。議会としてこういうことを過去やったんだらうかということ、ほとんど議員提案になっていますので、そうすると議員はということになってしまう。他市は、結構こうやって議会がやる場合は、参考人制度や公聴会を活用しなさいとかいろいろ細かな手続がうたってあると。そこまですべて本当に必要性があるんだらうかというふうなことだったと思います。それで、ちょっと今回少し議論をいただいて、8月のときにはある程度成案にしておきたいなど。要するに、議会の手続というのがあるんだらうかと。

水野委員。

**【水野委員】**

議会も議員もあるわね。両方あるわね。両方あるんじゃないですか。だから、議会が一致して、例えば統一してどこかの委員長がまとめて提案するという場合と、例えば22名の人が10名だけ連名で出すという場合はあるわけですから、だから、両方あるんじゃないですか。他市の状況を見ておっても、現実にそういうものもありますね。だから両方あるということと、それから、人口、面積、財政力と、本当に他市の比較はわからなくてもないんだけど、そういう表現というのがいいんやろうか。

それと、将来へ向けた市の方向づけなり、その自治体のこれからの課題とか、いろんなものがあるんじゃないですか。他市の比較も含めて、議員がある程度数がいたほうが論議はしやすいとかいうようなことが、やっぱり方向づけとしてはそうじゃないやろうか。

**【竹井委員長】**

今の、議会もあるのじゃないかというふうな御意見がありました。ただ気になるのは、議会がやる場合、どこがやるのということまである程度議論は詰めておかないと、そんなもの、議会はというのは、あくまでも議会が代表するわけですので、それは議運なのか、例えば定

数見直し特別委員会を設置すれば、それが議会なのかとか、それはちょっと議論としては入っていただきたいなとは思いますが。ここがそのことを決めるかどうかは別にしても、どこの委員会がその議会を代表するものなのかということは、ちょっと議論としては要るのではないかなと。あいまいに議会と書くだけでは、議長がどこかに諮問して、例えばやるのか、手続論までこれは絡んできます。議員が2名で議長に見直しの委員会をつくってくれと言えばつくれるのかとか。

議員はとしておけば、これは簡単ですね。2人おったら、2人で条例はできますので、議員の場合は簡単なんですけど、議会はとなると、少し手続論も含めて議論をしておく必要はあるかなと。だから、あり得るとすると、そこも。でも、結構よその市も議会はというのも結構ありますので、そういうときの手続論、それからどんな手続でやるのかということは、ちょっと重要なことではないかな。

それから、一番気にしておりますのは、基準というものをやっぱりある程度は書いておかないとまずいのではないかなというふうに、何をもってその数を提案をしたんだということがちょっと必要ではないかなとは考えております。今の水野委員からもその辺のことの御意見がございましたが、議会がやる場合には公聴会制度や参考人制度を使えというふうになります。これは非常にやりやすいですね。大学の先生が来たり、いろいろ意見を聴取して、これくらいがいいんじゃないのということとできます。でも、議員がやる場合は、議員が聴取するような場合は、私費ではやれますけども、公費ではやれませんので、そうなりますと、議員としての提案、前回の森委員が提案者になられて経験されておりますけども、すべてそこがお答えをしなければならぬということになりますので、やはり基準というものをある程度ここに明記しておかないと、ただあいまいに提案したのかということになってまいりますので、やっぱり何がしかの基準は必要ではないかな。ここには大体よその市も同じように、人口、面積、財政力、市の事業課題を考慮、類似した自治体の議員定数の比較と、あいまいではありますけど、一番わかりよいと言っちゃわかりよい表現で押さえてありますけど、この辺のところも全くなしというわけにはいかないだろうと。議員が提案する場合のことも考慮してあげないといけないということがございますので、きょうはちょっと議論を進めさせて、できれば次回のときには少し粗いものであっても成案化しておきたいなと。この条例が完成したときに、一応これに乗っかって、これでやったというふうにしておきたいと。

ですから、課題としましては、議会はという表現の問題、これを入れるのかどうかですね。それからあと、議員の場合はそれでいいものですから、あと基準です。どんな基準をうたっておこうかと。大体どこでも同じですから、そういうふうなものにするのか、いやいやもっ

とこういうことも入れておいたらどうかということ、きょうのきょうではなかなか結論が出ませんので、お持ち帰り願ひまして、また少し会派の中でも議論していただければと。ただ、議会についてはちょっとよくわかっておりませんので、もう少しこれは調べる必要がある。議会でやる場合はどんな手続になっているのかというのは、早速関係する市のほうへは調査をしておきたいというふうに思います。

服部副委員長。

**【服部副委員長】**

議員定数を考える上で、これは私の意見として聞いていただきたいんですけど、二元代表制の特性として、議会は合議体であるというもの、合議体というのは要するに、いろんな人が寄って意見が出し合えるという、そういう意味での特性やと思うんですよ。それを考えると、例えば年齢的にもいろんな年齢があつてほしいし、もちろん男女もあるし、それから職業についてもさまざまな職業の人がいる。地域的にもいろんな地域から出てくるという、そういうものが全部加味された上でさまざまな意見が出されて合議体の意味が出てくるんやろうと思うんですね。そういう意味で、そういう合議体として機能する上で、定数がどれだけあったらええのかというようなことをやっぱり第一に考えるべきやないかなと。やっぱり合議体という機能が一番生きるというのは、亀山市の場合であればどんな人数がいいのかというのを、僕は第一に考えるべきやないかなと思うんですよ。

よそのを見ておると、結構、行財政改革の視点というのを、要するに財政だけで考えるなということ盛んに言っている部分が多いんですよ。そういう部分も確かに大事なんですけど、やっぱり私は合議体としての機能を十分に生かし得る、そういう意味での人数なのか、それがやっぱり一番大事にせなあかんのかなというふうに思います。

それだけ、意見だけ。

**【竹井委員長】**

多分、財政力というところは、今大きくピックアップをされた議論になってくる。まさしく定数議論というのは、先ほど松上委員もおっしゃっていましたが、議会のあり方、それから、市民から見る議会の位置というものが、やっぱり私は色濃く反映されてくるのではないかなというふうには思います。やっぱり議会の機能が十分機能しておれば、そうやたらめったら減らせということにはならないだろうし、そこがこの条例の持つ価値を生んでくるのではないかなと。ただ、定数についてはさまざまな、いろんな方の御意見がございますので、これはだから非常に基準が作りにくいわけですね。他市との比較でやれば、これは結構そう少ないほうではないなというふうな意見も出るし、財政状況から見れば、今のところ、そ

う減らす要件はないねとか、さまざまな見方によってこれは変わりますので、そのところは、とはいうものの、やっぱり基準をちょっとつくっておかないと、条例はでき上がってきますので、2点ほどでしたか、議会はという表現をどうするのかということと、それから、今の要件ですね。

ただ、今、服部副委員長がおっしゃったような、さまざまな声の反映をする場であるんだということも確かにありますけども、それはちょっとここに書きにくいところですよ、要件としてはね。いやいや10人でいいよという市民もおるかもしれないし、30人必要だという市民もいるかもしれない。そこと今度はお金の問題も絡んでくる。じゃ、30人出していいから、報酬は半分にしたらということがあるかもしれないし、さまざまなそういう議論が醸し出されてきますから、それはなかなか一概に、これはお一人お一人のおなかの中にある数字だと思えますけど、ただ、議会としては基準をつくっておきたいなど。そういう思いでこの資料31ページをぜひ熟読していただいて、逆に事務局には議会はという手続がどんなことなのか、一度これは調査をさせますので、それをもって理事懇談会で事前に少しその辺の情報をお出しをして、ちょっと詰めさせてもらおうと思えますけども、今のところ調査しておりませんので、本当に議会はということやれるのかどうかの調査を。

ただ、その後参考人制度や公聴会制度というのもありますので、どんなことを機能させているのか。現実にはやっていないと思えますけど、どんなことをするのかだけは調査をさせてもらおうと思えます。

今回、ちょっと唐突で申しわけなかったんですが、8月17日にある程度ちょっと形をつくっておきたいと、原案に近いものをつくりたいという考えもありましたので、提案をさせていただきました。ぜひ、また会派の中でも表現方法を御議論願えれば。また、議会のことがわかれば事前にお渡しさせてもらいますので。議会上の手続のことです。わかれば事務局からまたお配りをさせていただきます。少し会派の中でも御議論をお願いしたい。この前お渡しした資料もありますので、比較表であり、それから面積要件、人口要件、さまざまなものをお渡しした資料もございますので、もし必要であれば、また会派のほうにもお渡しできますので、事務局のほうへお申し出ください。ちょっと会派でも検討してみたいということであれば。必要であれば、この部分ですね。この部分とこの31ページと、この前の資料とセットで会派のほうにまたお出しできますので、必要であれば、お申し出いただければ、少し会派のほうでも御議論願えればというふうに思います。

それから、一応、議員定数の中身につきましては、もう一度次回のときである程度詰めた内容にさせていただきますので、ぜひ会派のほうでも御議論をお願いしたいというふうに思

います。

よろしゅうございますか。

それから、次回日程ですけれども、次回の日程は8月18日から選挙が始まります。始まりますので、大変お忙しい方もいらっしゃるということで、8月17日、盆明けですが、ここでやらせていただきたいと。そうしないと、30日まで全くこれは動けないので。それから、24日は議運、31日から9月議会というふうな予定と聞いておりますので、とても後半はすべてに無理だと。選挙と9月議会の準備と、何とか万障お繰り合わせの上、8月17日で午前か午後か、どうしても日程が合わなければ、どちらでも合わせさせていただきますので、ぜひ17日、月曜日です。どうしても午前はだめ、午後はだめということがあれば、午前はだめな場合があれば、またお教えください。また午後からでもできますので、何とか万障お繰り合わせの上、よろしく願いをしたいと思います。

今回は、前文の部分をもう少し整理したもの、それから、今、皆さんから御議論いただきました、各章に分けたらどうだという御意見でございましたので、この資料を章に分けてつくりかえますので、ナンバー2としてお渡ししますので、その準備をして17日は臨みたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

暑い日が続きますけれども、お体には気をつけてよろしく願いたいと思います。

それでは、これで特別委員会を閉じさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

——了——